

岐阜県公報

令和元年十一月二十二日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

(地域スポーツ課) 三六五
(建築指導課) 三六九

岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) 三六九

岐阜県規則第六十六号

岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜アリーナ条例施行規則(平成十一年岐阜県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第一号様式の一を次のように改める。

(業務水道課) 三七〇
(道路維持課) 三七〇
(同) 三七一
(建築指導課) 三七一

岐阜県交通安全活動推進委員の委嘱

告 示

知事指定薬物の指定の失効

道路の区域変更

道路の供用開始

建築基準法に基づく道路の位置指定

公安委員会告示

正 誤

道路の供用開始中訂正
道路の区域変更中訂正

(交通企画課) 三七三
(道路維持課) 三七三
(同) 三七三

第1号様式（第2条関係）

利用申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 住 所

氏 名

代表者名

電話番号

次のとおり施設の利用を申し込みます。

行事名称				
利用の目的			利用人数	人
利 用 日	開始時刻	終了時刻	施 設 の 名 称	使用料
入場料			施設使用料計	
附属設備等の利 用			附属設備等使用料計	
減免区分			加算使用料計	
担当者名			減免使用料計	
担当者電話番号			合計使用料	
特別設備の内容				

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜アリーナ指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第1号様式の2（第3条関係）

利用承認通知書

第 号
年 月 日

申込者 住 所

氏 名

代表者名

樣

岐阜県知事

次のとおり施設の利用を承認します。

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜アリーナ指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第4号様式（第4条関係）

利用承認変更申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 住 所

氏 名

代表者名

電話番号

年 月 日 付け 第 号で承認を受けた施設の利用について、次のとおり変更の申込みをします。

行事名称				
利用の目的			利用人数	人
利 用 日	開始時刻	終了時刻	施 設 の 名 称	
入場料			施設使用料計	
附属設備等の利用			附属設備等使用料計	
減免区分			加算使用料計	
担当者名			減免使用料計	
担当者電話番号			合計使用料	
特別設備の内容、 変更の理由等				

添付書類 利用承認通知書

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜アリーナ指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

別記第四号様式を次のように改める。

附 閣

1 「Jの規則」、令和元年十一月二日からの施行¹⁹⁰。

2 「Jの規則の施行の際現に」の規則による改正前の規則によつて成れどこな用紙（以下「正用紙」といへ）が他の場合にあつては、Jの規則による改正後の規則の規定にかかわらず、正用紙をそのまま使用するのを妨げない。

岐阜県建築士法施行細則の一項を改正する規則をJの上に公布する。

令和元年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県建築士法施行細則の一項を改正する規則

岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）の一項を次のものに改正する。

第一条第一項中「もつて」を「もつて」、「正用紙本又は正用紙抄本及び法第七条第一項に該当しない書類」を「正用紙本又は正用紙抄本（後見登記等に關する法律（平成十一年法律第五百十一号）第十条第一項に規定する登記事項証明書を除く）」を「本籍の記載のある住民票の印し」の他参考となる事項を記載した書類」と、「知事」を「Jの規則の施行の際現に」の規則事項証明書（後見登記等に關する法律（平成十一年法律第五百十一号）第十条第一項に規定する登記事項証明書を除く）を「本籍の記載のある住民票の印し」の他参考となる事項を記載した書類」と、「正用紙本又は正用紙抄本（後見登記等に關する法律（平成十一年法律第五百十一号）第十条第一項に規定する登記事項証明書を除く）」を「本籍の記載のある住民票の印し」と、「正用紙本又は正用紙抄本（抄本）及び登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写し」と、「免許証明書」を「免許証」とする。

1	後見開始又は保佐開始の審査（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる□	いない□
2	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある□	ない□
3	あるときは、その刑の及び刑があるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日	ある□	ない□
4	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある□	ない□
5	あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日	ある□	ない□

岐阜県告示第三百六号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

岐阜県知事 古田 篷

失効する契事押定薬物の名称		1	
（ベンソフランカル）	2	Hフルクロペハ	＝ パリハヌガハの塗
（ベハハハハ四カル）	2	Hフルクロペハ	＝ パリハヌガハの塗
（通称四マヌム）	3	日から 日まで	3
（通称マヌム）	3	年 月 日	（ハクロウキシルメチル）エイハヌーニカル）（ナハタムハ
（ハクロウキシルメチル）エイハヌーニカル）（ナハタムハ	4	ある□ ない□	4
（ベハハハハ四カル）	4	ある□ ない□	建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。その日
（ベハハハハ四カル）	5	年 月 日	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで

改
め
る

正職紙川印鑑紙個別用紙目録「籍帳本文」「籍抄本」他、本籍の記載のある住民票の写し」立消し¹⁰ 「2 失踪」¹¹ 「2 失踪」¹² 建築士法
正職紙川印鑑紙個別用紙目録「建築士法第7条第3号」「建築士法第4号」¹³ 建築士法
正職紙川印鑑紙個別用紙目録「成年後見人」「法定代理人」¹⁴ 「成年後見人又は保佐人」又は「法定代理人又は同居の親族」立消し¹⁵ 「第7条第2号又は第3号に該当」立消し¹⁶ 「第8条の2第3号に該当」立消し¹⁷ 「」

令和元年十一月二十一日

岐阜県知事 古田肇

次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年十一月二十一日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県告示第三百九号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

県道	類の道種路
三川	路線名
輪島線	区間
四同 一番市同 一地先まで	○岐阜市岩田東二丁目三三三
三五	
後	前
九 六 三 八	七 五 三 八
四 一	四 一

岐阜県告示第三百八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年十一月二十二日から一週間岐阜県県土整備部道路維
持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 鰲

県道	類の道種路
三川 輪島 線	路線名
一 同 五 番 地 先 ま で 市 那 加 緑 町 二 丁 目	区間
〇各務原市大野町二丁目一 〇六番一地先から	
後	前
二 三 〇	六 五 〇
四〇〇 〇	四三〇 〇
	ル(メートル)
	別前変區後更域
	員敷地の幅
	延長
	備考

なお、その関係方面は、令和元年十一月二十二日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十二日

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

県道	類の道種路	
路線名	区間	
後	前	別前変区後更域
白多治見線	七可児市桂ヶ丘二丁目一〇 七番二地先から	区
で柿同下山三番四六八地先会ま字	市久々利柿下入会ま字	間
四 二 五	三 手 〇	ルメート 員敷地の幅
四 〇	四 〇	ルメート 延長
		備考

県道	類の道種路
本 巣 線	路 線 名
岐阜市春近古市場南一五 四番地先地内	区間
後	前
七・七 一〇・二	七・七 一〇・二
三・〇	三・〇
	別前変区域後更域
ル(メート	員敷地の幅
ル(メート	延長
	備考

岐阜県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条规定により、次の道路の供用を開始するので告白する。

なお、その関係圖面は、令和元年十一月二十一日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覽に供する。

令和元年十一月十五日

岐阜県知事
古
田
繁

岐阜県告示第三百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和元年十一月二十日

岐阜県知事
古田
監

岐阜・西濃建築事務所長

位	置	幅員
ルート	ルート	延長
		指定番号
年月日	指定期	定

東濃建築事務所長

活動区域	氏名	住所	委嘱年月日	委嘱した委員
				岐阜県公安委員会告示第三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

令和元年十一月二十二日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正子

公安委員会告示

指定番号	年認月日定	延メート長	幅メート員	位置
○号の五八	令和元年十二月三日	100.00	六〇	中津川市駒場字後洞一三一一番七
○号の六八	同	四七.七	六〇	中津川市茄子川字前田一三八四番五及び一三八四番五地先中津川市
○号の四八	同	四七.九	六〇	中津川市茄子川字上諏訪一五九五
○号の七八	同	九.六	六〇	中津川市中津川字島田一七五九番一、二七六〇番一、二七六〇番七一部及び中津川市所管法定外公物（道路、水路）

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

岐阜羽島警察署管轄区域	岡田安榮	羽島市竹鼻町	令和元年十一月十一日
-------------	------	--------	------------

正誤

（原稿誤り）

令和元年六月二十一日第十四号 道路の供用開始（岐阜県告示第七十七号）八〇頁上段の表中「下呂市金山町卯之原字前平八」は、「下呂市金山町卯野原字前平八」の誤り。

「三三番四三地先から」

「三三番四三地先から」

正誤

（原稿誤り）

令和元年十一月一日第五十一号 道路の区域変更（岐阜県告示第一百七十六号）三一七頁上段の表中「高山市国府町名張字五明」は、「高山市国府町名張字明石」の誤り。

「二二六四番四地先から」

「二二六四番四地先から」

令和元年十一月二十二日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 市 藤田南二丁目一番一号

編 集

岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 岐 阜 文 芸 社